官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律（七六）　四
○社会保険労務士法の一部を改正する法律（七七）　六
○手話に関する施策の推進に関する法律（七八）　六
〔政　令〕
○デジタル庁組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（二二四）　六
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二二五）　六
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二二六）　六
〔府　令〕
○特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六二）　六
〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務六一）　九
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通七二）　二四
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（同七三）　二六
○国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令（同七四）　二七
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同七五）　三
○地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（同七六）　三
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同七七）　三
○観光庁組織規則の一部を改正する省令（同七八）　三
〔法規的告示〕
○器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続（内閣府一〇二）　三
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（金融庁・財務一）　三
○外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（総務二二一）　三
○インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二二二）　三四
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同二二三）　三四
〔その他告示〕
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の規定により、注視区域及び特別注視区域を指定する件の一部を改正する件（内閣府一〇三）　三四
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の規定により、注視区域及び特別注視区域を指定する件（同一〇四）　三五
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁六三）　三五
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度第四・四半期における予算使用の状況（内閣）　三六
令和六年度第四・四半期における国庫の状況（同）　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律（法律第七六号）（内閣官房）

1　違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の禁止

(一)　インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は、次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第九条の二第一項関係）

(1)　国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為

(2)　インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

(二)　1において、(1)から(3)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(3)までに定めるところによることとした。（第九条の二第二項関係）

(1)　違法オンラインギャンブル等　ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

(2)　違法オンラインギャンブル等ウェブサイト　ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

(3)　違法オンラインギャンブル等プログラム　プログラムのうち、当該プログラムの利用に際し違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

2　違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置の明記

ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及に当たって違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講ぜられることを明記することとした。（第一四条関係）

3　附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。